

平成 28 年度予算概算要求概要 (参考資料)

P 1:被災者支援総合交付金

P3:「心の復興」事業

P4:事業復興型雇用支援事業(仮称)

P 5:原子力災害対応雇用支援事業(仮称)

P6:原子力災害による被災事業者の自立支援事業

P7:福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業

P8:「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業

被災者支援総合交付金 (復興庁被災者支援班)

28年度概算要求額 228億円 【復興】

(27年度予算額 59億円)

事業概要•目的

- 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難 生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の 進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建 のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な拡充内容>

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流 機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなど を支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティと の融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急 雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

- I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 <新規>
 - ①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート ・コミュニティ形成支援

・被災者支援コーディネート

- Ⅱ、被災者の日常的な見守り・相談支援 <拡充>
 - ②被災者見守り・相談支援事業

• 県外避難者相談支援

- Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営
 - ③仮設住宅サポート拠点運営事業
- Ⅳ. 被災地における健康支援
 - 4)被災地健康支援事業
- V. 子どもに対する支援
 - ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
 - ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ復興庁予算の配分済算の移替え存省方付金の交付京付金の交付

期待される効果

〇被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り 巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。

災害公営住宅等 移行期 仮設住宅での避難生活 (住まい・生活の再建) での生活 住まい・生活再建支援 (相談支援) 被災者支援総合事業 生きがいづくり、コミュニティ形成の支援(県外コミュニティを含む) 高齢者等日常生活サポート 相談員による見守り・相談支援 被災者見守り・相談 支援事業 寄り添い型相談支援(電話相談) 仮設住宅サポート サポート拠点での総合相談、居宅介護等 拠点運営事業 保健師等の巡回保健指導、健康教室の開催等 被災地健康支援事業

遊び場の確保、子どもの心のケア、福島の子どもの自然体験支援等

子どもに対する支援

2

「心の復興」事業 (復興庁被災者支援班)

28年度概算要求額 4億円【復興】

(28年度新規)

事業イメージ・具体例

事業概要•目的

- 〇避難生活が長期化する中で、被災者の孤立防止、 心身のケアや、コミュニティづくりの支援が、被災者 支援を取り巻く重要課題となっている。
- 〇こうした中で、27年度に、農作業、郷土食・ものづくり、伝統芸能、世代間交流などの取組に参画し、人と人とのつながりをつくり、生きがいをもって前向きに暮らしていただく支援を実施する「心の復興」事業を創設。 各地域で様々な分野の取組を行う支援団体から、採択件数(40団体)を大幅に上回る応募があったところ。
- 〇また、27年7月には、「心の復興」事業として実施されているような、閉じこもりがちな高齢者等の交流機会の創出等により、心と体の健康を確保していく取組について、今後、被災地に広げていくように総理指示があったところ。
- 〇さらに、被災地の「心の復興」のためには、震災の 記憶を風化させない取組や、被災地の若者が主体 となった地域活性化の取組が重要となっている。
- 〇これらを踏まえ、28年度は、広域かつ大規模な取組 を含め、「心の復興」の取組をより幅広く支援すること ができるよう事業の拡充を図る。

資金の流れ復 請負 実施主体 (県, 市町村, NPO 等)※自治体から NPO等へ委託も可

- 1. 農業
- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行いつつ、収穫されたもので避難先の地域の方々と交流会を実施。収穫物を商品化して販売。
- 2. 水産業
- ① 避難先で漁業に従事している方々の御協力を得て、 震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海にでる機会を創る。
- ② 震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもたちや県外からの観光客の船上漁業体験を提供。
- 3. 伝統文化の継承活動・まちづくり等
- ① 伝統芸能の継承のための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージをみんなで作成するワークショップを実施。
- 4. ものづくり等
- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 中高年男性による料理教室。仮設団地同士でのグルメ大会を行う。
- ③ 商品の制作過程等の一部を担う活動に参画する機会を創る。
- 5. 子どもの健全育成、世代間交流等
- ① 家族ロボット教室を実施し、子どもの理数科目への興味を喚起しながら、大人にとってもモノをつくる楽しさを感じ、世代を超えた交流の機会にする。
- 6. 震災の記憶の風化防止、若者主体の地域活性化の取組等
- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災地の若者が中核となって、地域の将来を見据えた地域活性化イベントを実施。
 - ※コーディネート事業により、上記の実施主体と協力可能な企業・団体をつなぐなど、各地域で効果的な取組が実施されるよう、関係者間の調整を支援。

期待される効果

〇被災者の人と人とのつながりをつくり、生きがいをもって前向きに生活できるよう **支**援することで、心身のケアの充実が図られる。





事業復興型雇用支援事業(仮称)(新規)

平成28年度要求額 64億円

※緊急雇用創出事業臨時特例基金 への積み増し

趣旨

- 被災地では雇用情勢が改善している一方で、沿岸地域を中心に雇用のミスマッチによる人手不足が慢性 化しており、さらに事業所用地の整備に時間を要していることなどが重なり、本格的な雇用復興はなお時間を 要する状況にある。
- このため、雇用のミスマッチが見られる分野の事業所が求職者を雇用する場合に、産業施策と一体となって雇用面から支援を行うことで、その解消を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成28年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成28年度~平成31年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業者】

雇用のミスマッチ分野の事業所。(認定支援機関※による確認書又は県補助金受給時の経営計画等の確認が行われている事業所に限る)

■雇用のミスマッチ分野

平成27年の県内の有効求人倍率※が1倍以上の職業分野

※有効求人倍率の指標は、一般の有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む。) 又は常用の有効求人倍率(新規学卒者及び常用的パートタイムを除く。)のいずれかとする。

【支給事由】

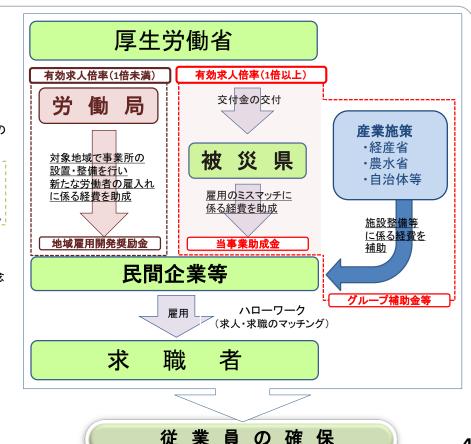
ミスマッチ職種では、高騰する賃金水準に見合った生産性を上げられる者が労働市場に十分おらず 確保が困難なため、安定的な雇用機会でありながら求職者の雇用が十分に進まず労働力の流出が懸念 される現状がある。このため、地域の復興を支える中核企業がミスマッチ分野で期間の定めなく求職者 を雇い入れて中期的なOJTが見込まれる場合に賃金助成を行う

【対象者】

求職者全般(助成対象者数は、同一事業所内の常用労働者数の1/2までとする)

【支給額】

- ・1人当たりの助成額 120万円[短時間労働者は60万円](3年間)
- ※支給額は段階的に減らす仕組みとする
- ※ただし、福島県にあっては、被災15市町村内で事業再開する対象事業所の1人当たりの助成額を 225万円(短時間労働者は110万円)とする。
- ・1事業所につき2,000万円を上限



原子力災害対応雇用支援事業(仮称)(新規)

平成28年度要求額 47億円

※緊急雇用創出事業臨時特例基金 への積み増し

趣旨

- 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する 状況が続いている。
- 平成28年度以降、避難指示区域の解除や、東京電力株式会社による就労不能損害に係る賠償金の終了等を契機に、県外避難者や、長期の非就労状態にあった方が急激に労働市場に流入することが予想される。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

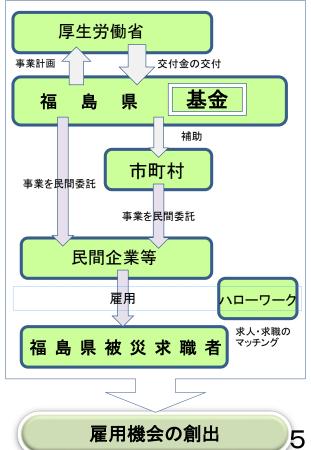
事業の概要

- ◆事業内容
 - ○事業実施期間: 平成28年度末までに事業開始(平成29年度末まで)
 - 〇実施地域:福島県全域
 - 〇対象者:福島県被災求職者
 - ①福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ②福島県に居住していた者

のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援 事業以外の仕事に就いていない者

- (注) これまで実施してきた「商工会等の復興支援員配置事業(27年度予算額5.4億円、150名)」は、引き続き、本事業で対応。
- ◆ 事業概要
 - 次の雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への 委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。
 - ◆ 実施要件
 - 福島県の自治体等が実施する原子力災害由来の事業等(他の事業で措置できない事業 に限る)を対象とする。
 - 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
 - 〇 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



原子力災害による被災事業者の自立支援事業【復興】

平成28年度概算要求額 事項要求 (新規)

事業の内容

事業目的·概要

- 原子力災害による被災事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建、帰還住民の生活を再構築します。このため、国が事業者に対する個別のきめ細かな支援を行うため、事業再建、働く場の確保等へ向けた支援策を展開します。
- 具体的には、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(改 訂)」(平成27年6月12日閣議決定)に基づき、国・県・民間 からなる官民合同チームを創設し、事業再建計画の策定支援、 生活再建の支援等、専門家等を活用した訪問・相談型の支援を 行います。
- 加えて、既存施策で対応できないニーズに対応する、新たな支援 事業を創設し、自立支援施策の充実を図ります。その内容は、個 別訪問等の結果も踏まえたものとします。

成果目標

・ 事業者の事業再開、避難者の働く場所・生計を立てる手段の確保等を通じ、事業者等の自立を可能とし、原子力災害により生じている損害の解消を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 官民合同チームの訪問・相談型支援機能の強化【事項要求】 国・県・民間事業者からなる官民合同チームにおいて、避難指示等 の対象である12市町村の事業者に対し、事業再建計画の策定支 援、生活再建の支援等、専門家等を活用した訪問・相談型の支援 を行います。なお、具体的な内容は、個別訪問等の結果も踏まえた

<u>(2)被災事業者の事業再開、転業、新事業展開への支援等</u> 【事項要求】

ものとする観点から、事項要求とします。

12市町村の被災事業者(多くは中小・小規模事業者)の事業・生業再建を支援するため、例えば被災前に資産を有していなかった事業者への、事業再開、転業、新事業展開への支援など、既存施策で対応できないニーズに対応する、新たな支援施策を創設します。なお、具体的な内容は、個別訪問等の結果も踏まえたものとする観点から、事項要求とします。

(3) コミュニティ再生、新しい生きがいや働く場の創設等に向けた取 組への支援等【事項要求】

帰還に不可欠なコミュニティ再生支援、高齢者や事業再開に至らなかった方等の新しい生きがいや働く場の創設等に向けた取組への支援を行います。なお、具体的な内容は、個別訪問等の結果も踏まえたものとする観点から、事項要求とします。

- <支援対象となる取組例>
 - ○事業・雇用創出型の各種プロジェクトの実施
 - ○人材確保・能力開発・雇用マッチング事業
 - ○まちづくり・町おこしのための行事やイベントの企画・運営 等

福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業(復興庁原子力災害復興班) 28年度概算要求額 1億円 【復興】

デタ (3 8 年度新規)

事業概要•目的

- 「福島12市町村の将来像に有識者検討会」の提言に おいて、国の責務として復興に向けた具体的な取組を 進める必要があるとされている。また、県、市町村、 その他民間の個別具体化の検討を積極的に推進し、継 続的なフォローアップが求められている。
- 〇 このため、将来像の実現に向けた検討のフォローアップ及びそのために必要な調査や、提言に盛り込まれた個別の取組について、具体化に向けた課題の調査、検証を行う。
- 〇 産業、医療、教育、まちづくり、観光、風評、文化 等様々な分野の課題解決のために、進捗をフォロー アップするとともに、個別の方策の実現可能性を精査 し、将来像の実現につなげていくことを目的とする。

事業イメージ・具体例

- 〇 福島12市町村将来像検討会の提言について、検討会と同様のメンバーで年1回以上フォローアップを行うとともに取組の分野ごとにタスクフォースを設置する。
- 〇 提言で示された個別の取組について、実現に当たっての課題を明確にし、より効果的に福島12市町村の復興につなげる。



資金の流れ

復 興 庁

委託

民間事業者等

期待される効果

○ 本調査を実施することで、進捗をフォローアップするとともに、個別の方策の実現可能性を精査し、効果的に福島12市町村の復興につなげることができる。

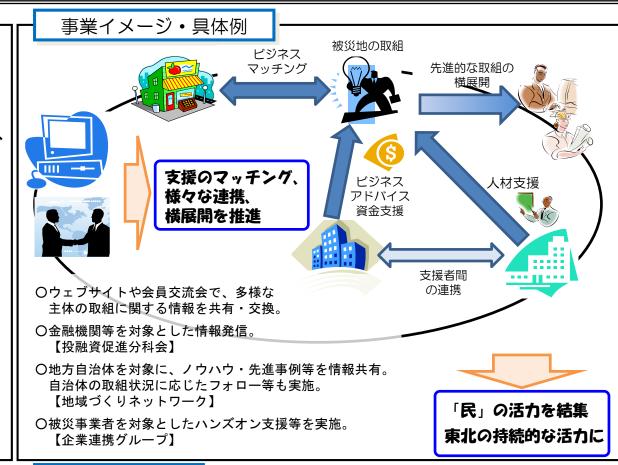
「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業(復興庁総合政策班)

28年度概算要求額 10億円 [復興]

(27年度予算額 6億円)

事業概要•目的

- O 「新しい東北」の実現に向け、被災地で 事業展開されている多様な主体(企業・大 学・NPO等)による取組について、情報の共 有・交換を進め、様々な連携を推進。併せて、 「新しい東北」の全国的な情報発信を強化。
- O また、被災地の事業者や起業者が必要な資金提供やノウハウ面の支援を受け、また、ネットワーク作りを行うことができるような環境整備を実施。【投融資促進分科会、企業連携グループ】
- さらに、地方自治体等が、地域の課題解決 に向け、先進的な取組の導入に積極的に取り 組むことができるような環境整備を実施。 【地域づくりネットワーク】



資金の流れ

復興庁

調査費

※その他、旅費、諸謝金

民間事業者

期待される効果

〇被災地における幅広い担い手(民間企業・大学・NPO等)の間で連携が活発になり、復興に向けた様々な取組が活性化するとともに、被災地での横展開につながり、東北の持続的な活力を創出。